

# (1) 幼児児童生徒の安全・安心の確保

幼児児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることは、誰もが望み、期待するところです。

しかしながら、頻発する交通事故や犯罪による被害、自然災害への脅威など、幼児児童生徒の周りには多くの危険が潜んでいます。

本県では、不審者等による事件の発生情報を、タクシー事業者など地域で巡回している事業者等と緊急情報を共有するネットワークを構築するなど、子どもたちの安全確保に努めてきました。

また、県立学校の耐震化率は、平成 23 年 4 月現在で高等学校が 68.8%、特別支援学校が 97.7%、小・中学校では約 95%となっています。さらに、県立学校は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の生徒急増期に建築された建物が多く、老朽化が進んでいる状況です。

そこで、今後、緊急情報を共有するためのネットワークを活用し、周囲の大人が協力して幼児児童生徒を交通事故や犯罪被害等から守る体制を強化するとともに、引き続き県立学校の耐震化及び老朽化への対応を行うなど、幼児児童生徒の安全確保に取り組んでいきます。

## 取組の方向と施策の展開

### 地域ぐるみによる安全・安心の確保

不審者等による事件の発生情報を、教育関係機関や住民に提供したり、タクシー事業者など地域で巡回している事業者等と緊急情報を共有したりするなど、子どもたちの安全を確保するための情報提供・情報共有を行います。

### 児童生徒等見守りネットワークイメージ図



地域の安全を確保するため、防犯活動や子どもの登下校の安全確保に取り組むボランティアを養成したり、危険時に子どもたちが駆け込む場所を確保したりするなど、地域住民が自主的に防犯活動に取り組む活動を支援します。

放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置を支援するなど、子どもたちの放課後の安全・安心な活動拠点を確保します。

## **学校における児童生徒の安全確保**

---

東日本大震災の被災状況を踏まえ、児童生徒の安全確保を図るため、「地震・防災の手引き」や「あいち学校安全マニュアル」の再点検を行うとともに、児童生徒に対する防災教育や避難訓練を充実します。

災害発生時における児童生徒の安全確保を図るため、県立学校の耐震化を一層推進するとともに、老朽化に対応した改修を行います。また、小・中学校については、耐震化がより一層推進されるよう、国や市町村に働きかけていきます。

児童生徒を受動喫煙の害から守るため、学校の敷地内禁煙をさらに推進します。

## (2) 教職員の確保・適正配置と資質の向上

学校教育の成否は、その直接の担い手である教職員に負うところが極めて大きいと言えます。学校教育への期待は高まってきており、学校は多種多様な対応が必要となっていることから、指導力、適応力に優れた優秀な教員の確保、現職教職員のさらなる資質の向上と児童生徒と向き合う時間の確保などが求められています。

また、昭和 50 年代の児童生徒急増期に採用された教員が退職期を迎え、教員需要数が増加する中で、優秀な教員を多く確保する方策が課題となっています。

本県では、社会人特別選考や、外国語堪能者選考、英語有資格者特別選考、芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考など、優れた人材の採用に取り組みました。また、教職員の資質のさらなる向上を図るため、大学と共同で研修体系や効果的な研修方法の研究を進めてきました。

今後は、引き続き教職員の適正配置に努めるとともに、県内外で教職員採用の P R 活動をするなど、より多くの優秀な教員の確保を図っていきます。また、大学と共同で研究した研修体系や効果的な研修方法に基づいて教職員研修の改善を図るなど、教職員の資質向上に取り組んでいきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### 教職員の適正配置

個に応じたきめ細かな指導を行えるよう、国の教職員定数改善を踏まえ少人数学級やチームティーチングなどによる少人数指導を推進するなど、少人数教育の充実を図ります。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図るため、日本語教育適応学級担当教員を小・中学校へ配置します。

小・中学校に在籍する、発達障害を含む障害のある児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、国の教職員定数改善を踏まえ、通級指導教室、特別支援学級への教員の適正配置に取り組みます。

学校現場との意見交換の結果などを踏まえ、教職員の児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

#### 優れた人材の確保

県内外で P R 活動をするなどにより、教員志望者の掘り起こしを行ったり、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用したりするなど、より多くの優秀な教員を確保します。

優れた教育活動に取り組む教員を表彰したり、特色ある学校づくりを目指す県立学校を対象として教員の人事異動を公募制としたり、教職員のメンタルヘルス

対策を含めた職場環境づくりを支援したりするなど、教職員がより一層意欲をもって学校運営に参画できるようにします。

## **教職員研修の充実**

---

教職員の資質のさらなる向上を図るため、大学と共同で研究を進めてきた研修体系や効果的な研修方法を踏まえた教職員研修を実施し、教職員研修の充実を図ります。

## (3) 開かれた学校づくり

社会の多様化から様々な教育が必要とされてきており、教育に対する時代や社会の要請の大半を、学校のみが担っていくことは困難な状況です。そのため、家庭・地域・学校それぞれが、子どもたちの教育に責任を負うとの認識の下に、互いの実情や意見、要望を理解し、連携協力していくことが重要です。

本県では、学校関係者評価の実施や学校評議員の設置を推進するなど、開かれた学校づくりを進めています。また、学校と地域の共生を目指した創意工夫のある教育活動を支援し、地域に根ざした学校づくりに取り組みました。

そこで、今後も引き続き、地域に根ざした学校づくりを進めるとともに、学校評価制度を積極的に活用するなど、家庭・地域に開かれ信頼される学校づくりを進めていきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### 地域に根ざした学校づくり

幼児児童生徒が、ボランティア活動や環境保全活動、伝統芸能の継承、地域の行事への参加など、学校と地域の共生を目指した創意工夫のある様々な活動に参加することにより、地域に根ざした学校づくりに取り組みます。

授業の補助をはじめ、職場体験への支援、校外学習や登下校時の子どもへの付き添い等、保護者や地域住民による学校の教育活動への参加を促進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

#### 学校評価制度の活用

小・中・高等学校、特別支援学校において、学校関係者による外部評価を積極的に取り入れるとともに、その結果を公表するなど、学校経営の質の向上を目指します。また、学校評議員<sup>1</sup>の設置も引き続き行います。

<sup>1</sup>学校評議員：意見を幅広く聞くために、校長の推薦により設置者が委員として委嘱した保護者や地域の人々のこと。

## (4) 県立の大学の振興

大学は高等教育機関としての役割と研究機関としての役割を併せもっています。さらに加えて地域の活性化や発展のために大学のもつ資源を地域に還元するという、「地域貢献」も大学の役割の一つとして捉えられています。

県立の大学においても、高等教育の提供と併せ、知的・文化的拠点として、県域における社会・経済・文化への貢献が期待されています。

そこで、地域に開かれた魅力ある大学として、既成の枠にとらわれない自主・自律的な大学運営を展開し、質の高い教育・研究の推進と地域連携の強化がなされるよう、県立の大学の振興を図っていきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### 大学の研究力の強化

次代を担う優秀な人材を育成するため、質の高い教育を提供するとともに、教員の能力向上と研究体制の整備を進め、研究力の強化を図ります。

自主・自律的な大学運営を実現するため、機動的で効率的な運営組織の構築、柔軟な人事制度の整備、運営基盤の安定化などにより戦略的な大学運営を推進します。

#### 地域に開かれた大学づくり

教育研究の成果を地域に還元し、県民の生活及び文化の向上を図るため、知的資源を活用して、行政、学校、産業界等との連携を強化するとともに、「地域に開かれた大学」として県民のニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

大学との意見交換を行うなど教育委員会と大学との連携を強化し、大学の有する知的資源を活用して、学校教育のさらなる充実を図ります。

## (5) 私立学校の振興

私立学校は建学の精神に基づき、特色ある教育を展開し、県民の教育に対する多様な要求に応えています。

本県では、高等学校では 32%、専修学校では 94%、幼稚園では 89%の生徒・園児が、私立学校に通っており、私立学校は公立学校とともに公教育において重要な役割を果たしています。

そこで、私立学校の教育条件の維持向上を図るとともに、保護者の学費負担の軽減を図ることにより県民に多様な教育を受ける機会を提供し、個々の幼児児童生徒がそれぞれの能力・適性にふさわしい教育を受けることが可能となる条件を整えていきます。また、県全体で取り組むべき教育課題の解決に向けて、公立学校と私立学校が連携協力を図っていきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### 私立学校及び私立学校に通う生徒の保護者に対する助成

私立学校の教育条件の維持向上及び運営の健全化を図るとともに、私立学校に通う生徒の保護者の学費負担を軽減するための助成を引き続き行います。

#### 公私の連携

公立学校と私立学校に共通する教育課題について、教育委員会が実施する取組に私立学校の参加を呼びかけたり、愛知県公立高等学校設置者会議をはじめとした様々な機会を通して公私間の協議や情報交換を行ったりするなど、公私間の連携協力を深めながら、県全体の教育水準の向上を図っていきます。



## (6) 教育環境の整備

学校における教育の学習効果を高めるため、児童生徒が学習する学校の施設・設備を整備し快適な環境づくりを進めていく必要があります。

また、一人一人が、その能力を存分に発揮できるようにするためには、誰に対しても能力に応じて等しく教育を受ける機会が確保されることが重要です。

本県では、県立学校の耐震化や、県立高等学校専門学科等への必要な設備の整備を行っています。また、経済的に就学が困難な高校生が安心して勉学に励むことができるよう、高校生を対象とした就学援助として高等学校等奨学金制度を設けて、奨学金の貸与を行っています。さらに、障害のある子どもの保護者に対しては、子どもが就学し、学校で様々な活動を行うことを支援しています。

そこで、今後は、学校の耐震化を一層推進したり、必要な設備を計画的かつ効果的に整備したりするなど、学校の快適な環境づくりを促進します。また、昨今の経済不況の中にあっても、子どもたちが学ぶ機会を確保することができるよう就学援助等の支援を引き続き行うとともに、山間部や離島において過疎化が進行する中、へき地における様々な交流活動の支援を行い、へき地教育の振興を図ります。

### 取組の方向と施策の展開

#### 学校施設・設備の整備

本県工業教育の一層のレベルアップを図るため、工業高等学校の中核となる総合技術高等学校（仮称）を新設します。

県立高等学校専門学科等の産業教育設備について、各学校の実情に応じた重点的な整備を行うなど、計画的かつ効果的な整備を図ります。

災害発生時における児童生徒の安全確保を図るため、県立学校の耐震化を一層推進するとともに、老朽化に対応した改修を行います。また、小・中学校については、耐震化がより一層推進されるよう、国や市町村に働きかけていきます。

県立学校の普通教室への冷房設備の整備について検討を行います。

喫緊の課題である知的障害養護学校の過大化解消について、元平和高等学校等県有施設を活用した新設の養護学校の設置や、市立の養護学校設置への支援などに、順次具体化に向け取り組んでいきます。また、小・中・高等学校の教室を活用した分教室などの設置について検討します。

#### 就学援助

経済的に就学が困難な子どもが安心して学べるよう高等学校等の生徒への奨学金の貸与等を行うとともに、給付型奨学金制度の創設について国に要望していきます。



障害のある子どもの保護者に対して、子どもが就学し、学校で様々な活動を行うことを支援するため、就学に必要な経費について援助を行います。

## **へき地教育の振興**

---

山間部や離島において過疎化が進行する中、へき地における学習や通学、ふるさとや都市部とのひと・こと・ものの交流活動に対する補助を行います。

## **校務の情報化**

---

パソコンやネットワークを活用して、校務処理を電子化し、教員間あるいは学校間で情報共有を行うなど、校務を効率化するための方策を検討します。

## (7) 教育行政の推進

県民の多様化・高度化する教育に対する要望を的確に捉え、複雑化する教育課題に迅速に対応するためには、広報広聴活動により県民とのコミュニケーションを充実させ、県民の理解と協力を得ながら相互の信頼関係を築いていく必要があります。併せて、教育委員と事務局との積極的な意見交換はもとより内外の関係組織との連携を強化し、教育行政の推進を図ることが必要です。

また、義務教育における実施主体は市町村教育委員会ですが、市町村教育委員会と県教育委員会は密接な関係にあります。教育の実施にあたっては、それぞれの地域の実情に応じた教育が求められることから、県教育委員会では市町村教育委員会の自主性を尊重するとともに、県域全体の教育水準の維持向上を図り、市町村間の規模等による格差が生じないように支援する必要があります。

そこで、広報広聴活動の充実や関係機関・団体との連携強化などによる県教育委員会の充実や、市町村教育委員会への支援などを通して、県全域の教育行政体制を充実していきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### 教育委員会の充実

合議制機関としての機能をさらに充実するため、教育委員の活動を拡充するとともに、闊達な意見交換ができる場を設けます。

#### 広報広聴活動の充実

各種の広報媒体を活用し、学校における教育活動の状況や教育委員会が行っている施策等を保護者や県民に周知するなど、広報活動の充実に努めます。

県民の公正な意見を反映させるよう広聴体制の充実に努めます。

#### 市町村教育委員会との連携と支援

地域に根ざした特色ある教育環境を充実するため、県教育委員会が市町村教育委員会や学校現場と意見交換を行い、それぞれの役割分担を明確にして、連携・協力を積極的に図っていきます。

希望する市町村に指導主事を派遣し、市町村教育委員会事務局組織の充実に向けた支援を行います。

県内全域で取組を推進するため、県教育委員会と名古屋市教育委員会が意見交換を行うなど、連携強化を図ります。

## 大学やNPO、産業労働団体等との連携強化

---

大学のもつ高度な教育や研究の成果を活用するため、県教育委員会と大学が意見交換を行うなど、連携強化を図ります。

大学生等を教育現場へ派遣して授業の支援を行う。(P53 参照)

高等学校と大学とが連携して、高校生に大学の研究内容を学ばせる。(P58 参照)

大学による外国人児童生徒向けの教材を開発する。(P69 参照)

大学と総合教育センターが連携して、教員研修の共同研究を行う。(P100 参照)

地域と連携した教育を推進するため、NPOや産業労働団体と意見交換会を行ったり、協働でキャンペーンを実施したりするなど、連携・協働を推進します。

## 第3章 計画の推進

本県は、家庭・地域・学校での取組を推進するため、各実施主体への働きかけを行っていくとともに、教育関係者と連携しながら具体的な施策を展開し、効果指標の達成を目指します。

### 1 家庭・地域・学校への啓発、働きかけ

#### (1) 教育キャンペーンの実施

社会全体での取組を進めるため、キャンペーン活動や各種広報活動などを積極的に行います。

#### (2) 学校関係者への周知

教育の実施主体として重要な役割を果たす学校に対しても、様々な機会を捉え、本計画について周知と取組への促進を図ります。

#### (3) 大学、私立学校団体、NPO等との連携

大学や私立学校団体、NPOなど教育に関わりのある様々な組織・団体との連携した取組を進めます。

### 2 行政としての施策の展開

#### (1) 愛知県としての取組

本計画で掲げた「取組の方向と施策の展開」に沿って、教育委員会が知事部局、警察本部と一体となって、具体的施策を展開します。

#### (2) 市町村への働きかけ

家庭・地域・学校の取組への支援として、市町村が果たす役割は大きなものがあります。本計画は、市町村教育委員会の代表が有識者会議の委員となり、意見交換を行いながら策定したところですが、今後も、意見や情報を十分交換しながら連携を強め、県が示した取組の方向を踏まえたうえで各市町村が実情に応じた施策を展開していけるよう、市町村への働きかけや支援を行います。

### 3 計画の進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき、本計画の管理及び執行の状況について毎年度点検・評価を行うとともに、必要に応じて事業内容の見直しを行います。